

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、泡瀬栄人地方創生戦略監から、本日並びに明日の会議を欠席させてほしい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

また、平 進介議員並びに浅野敏明議員から、資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いします。それでは、順次ご指名いたします。

平 進介議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位1番、議席番号5番、平進介議員。

(5番平 進介議員登壇)

○**5番 平 進介議員** おはようございます。

今定例会の一般質問は、トップバッターの機会をいただきました。初日の午前中の発言は久しぶりですので緊張しておりますが、よろしくお願いをいたします。

きょうは木曜日でありまして、勸進代の南部ミニデイの日であります。議会傍聴の日として設定していただきました。大変ありがたいと思っております。

けさ午前3時ごろ、北海道胆振地方安平町、厚真町付近を震源とする震度6強の強い地震が発生し、295万世帯で停電し、建物倒壊や土砂崩れによる安否不明の方もおられるなど、被害が拡大しているようであります。

また、台風21号の影響により、中国地方を中心に、人的被害を初め大きな被害が発生しました。関西空港も連絡橋が損傷し、利用者が孤立したり、滑走路が浸水し、復旧に1週間程度かかるということのようであります。

日本列島、災害はいつ起こるかわかりませんが、毎年のように大きな災害が発生している近年の状況であります。そのための備えの大切さ、個人の備え、市を挙げての備えの大切さをまた痛感したところであります。

さて、上野にある東京国立博物館で、7月から2カ月間にわたり、特別展「縄文」が開催されました。山形県舟形町から発掘された縄文の女神を初め、土偶の国宝5点、そして同じく国宝の火焰型土器の縄文時代の国宝6点が公開されました。国宝6点が全て一挙に公開されたのは、史上初とのことでありまして。1万3,000年前から1万年前にわたり続いたとされる縄文時代であります。特別展では草創期から晩期まで、日本各地から出土した200点を超える土偶や土器などが展示されておりました。

フラワー長井線の一番で出発し、開館前の9時半前には会場に到着したところですが、外国人を含む大勢の来館者の方が列をつくり、入る

までに30分以上かかりました。縄文時代、特に国宝に対する人気と関心の高さを感じたところです。初めて拝見する国宝土偶5点を目の当たりにし、大きいものでも45センチと、そう大きくはありませんが、嚴重に管理されたケースに鎮座する本物との出会いに感動したところです。

長井市の古代の丘には、日本各地から出土した土偶15体が、大きさを変えながらも精巧につくられ、土偶広場に整備・展示されております。直接触れたり登ったりすることができる土偶たちです。しかし、残念ながらここに国宝土偶5体はありません。古代の丘の土偶は平成2年度に整備されましたが、国宝5体は整備後に国宝に指定されたり、整備後に出土し指定されたものばかりであります。ぜひこの土偶5体と火焰型土器を含めた国宝6点全てを古代の丘に再現し、長井を訪れる方々の観光と学習の目玉としたいものだと、その思いをさらに強くいたしました。

内谷市長におかれましては、この思いを受けとめていただき、ぜひ整備をお願いしたいものだと思っております。

さて、前置きが少し長くなりましたが、本題に入ります。本定例会における一般質問は、幼児教育・保育の無償化について並びに自治公民館の管理運営等についての2件についてであります。前向きな答弁をお願いし、質問に入ります。

初めに、大項目の1、幼児教育・保育の無償化についてであります。

私は、来年10月から実施予定とされている幼児教育・保育無償化について、1年後に迫り、募集期間を含め、準備期間が極めて短いと感じています。その中で保護者が制度改正について十分に正しい理解を深め、保育園等を選択できるようにしなければなりませんし、その募集の開始時期も差し迫っている状況です。保護者に対し丁寧な説明を行い、混乱が生じないよう最

大限配慮しながら、新年度の入園児募集ができる対応策が必要だと考えております。国による制度設計内容の詳細が自治体に示されていないということではありますが、現段階での対応等について質問してまいります。

なお、議長の許可を得まして、資料をお配りさせていただいております。これは私が8月24日の通告時点で新聞報道等による無償化のイメージを参考までに示したものでありますが、今後、国から正式に示されるものと異なる場合があることを申し添えておきたいと思っております。

幼児教育無償化については、幼児教育の重要性に鑑み、全ての子供に質の高い幼児教育を目指すものであり、平成29年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017について、いわゆる骨太の方針により財源を確保しながら、段階的に無償化等を進めるとされたものであります。

去る8月15日の山形新聞に「保育無償 大半が不安」という見出しで記事が掲載されておりました。共同通信の調査で都道府県所在地や政令指定都市など全国の主要都市を聞いたところ、回答した81自治体のうち、賛成は半数未満の36自治体にとどまり、60%が待機児童ふえると回答したということでもあります。また、自治体の業務がふえ対応できるかが不安や、実施の際、現場で混乱を招くおそれがあるといった回答も多かったということでもあります。

私は、無償化については基本的に賛成ですが、このたびの拙速とも言える無償化に幾つかの不安要素を感じます。その1つは、待機児童問題の加速であります。十分な受け入れ態勢を整えないまま無償化となれば、入所希望者は当然ふえて、受け入れ能力を超えることは容易に想像がつきます。

2つ目は、保育や教育の質の低下の懸念であります。準備が整わないうちにゴーサインが出されてしまえば、その流れに沿って運営すると

いう、本来の目的である幼児教育の重要性が損なわれてしまう危険性をはらんでいると思います。

3つ目は、一番大切な保育士などの人材確保対策が間に合わないのではという懸念であります。

私は、こうした不安要素を払拭し、混乱が生じないように配慮しながら、長井市として積極的に無償化に取り組んでいただきたいということで、以下、順次質問してまいります。

初めに、来年10月から始まる無償化ですが、市で進める子育て教育行政とのかかわりで、どう捉えておられるのかという点であります。市の総合戦略の核ともなる子育て・教育支援を応援する無償化制度は追い風と受けとめることができると思いますが、一方で無償化により対象児童がふえれば、当然市への財政的な負担などもふえてくると思われるのですが、そうした制度改正も含めて市長はどう捉えられておられるか、お伺いいたします。

次に、無償化に向けた制度改正の内容とスケジュールについて子育て推進課長にお聞きいたします。また、現在の待機児童数の状況について、ゼロ歳から2歳児、3歳児から5歳児に分けて把握しておられましたらお願いいたします。

また、無償化となれば、対象となる幼児等のほとんどが入所を希望するのではないかと思います。3歳児から5歳児については、いわゆる保育を必要とする子供と、保育を必要としない子供の、両方が無償となるのではという報道のようであります。保護者としても保育園等に入所させて同じ年齢の子供たちと共同生活をさせたいということになると思います。対象児が全て入所したと仮定した場合の市全体の受け入れ能力との比較ではどのようになるのでしょうか、あわせてお聞きいたします。

私は、現在の受け入れ能力を超えた希望者となるのではないかとと思われるのですが、そうし

た場合、無償化を実施して待機児童が出れば、当然不公平、不平等となってしまいます。仮定ではありますが、そうした場合の解消策をどのように考えておられるのか、厚生参事にお聞きいたします。

朝日新聞の6月18日付の記事によりますと、兵庫県明石市では、平成28年度から無償化を先行して行ったところ、待機児童は全国最多となったという報道であります。平成29年度、そして今年度と新たに定員を増加したにもかかわらず、待機児童が発生してしまったというものであります。無償化しても希望者全員が入れなくては不公平感が強まるだけと、待機児童となった女性の憤りの声が掲載されています。長井市における対策をお聞きいたします。

次に、無償化に伴い、保育園、幼稚園及び認定こども園等、認可外保育所や児童センターの保育内容等の質の面でばらつきが生じないようにしなければならないと考えますが、現状での児童センターと認可保育所の保育レベルに違いはあるのでしょうか。また、認可外保育所とはどうでしょうか。子育て推進課長にお聞きいたします。

また、無償化により、保育園や幼稚園等と認可外保育所・児童センターに対する保護者の入所希望が変わることが予想されます。例えば、同じ無償であれば、保護者は認可外保育所よりは認可保育所に入れたいと思うのではないのでしょうか。また、児童センターより認可保育所等に入れたいということはないのでしょうか。所管課としての見解を子育て推進課長にお聞きいたします。

次に、例年ですと10月1日号の市報で新年度の入園児募集をしているようですが、来年10月から無償化となれば、来年4月の段階で実質的に入所児童の振り分けが必要になると思います。例えば、来年度新たに3歳児として入園する場合は、半年たてば無償となるわけですから、そ

れを踏まえて4月から保育園や幼稚園等を選択するという可能性もあると思います。これから1カ月もない中での募集はかなり窮屈ですが、特に保護者に対する丁寧な制度説明を行って、しっかりと制度を理解していただいた上で申請を受け付ける必要があると思います。混乱が生じないようにしなければならぬわけですが、いかがでしょうか。子育て推進課長にお聞きいたします。

この項では最後の質問となります。無償化により市の財政負担は増大するののかという点であります。

国において所要の財源を確保し、地方の負担軽減を図るべきと思うのですが、現時点での国の動きも含め、現行と比較してどう変わるのか、詳細な制度設計が示されていない中で難しい答弁とは思いますが、方向的にはどうなのか財政課長にお聞きをいたします。

次に、大項目の2、自治公民館の管理運営等についてお聞きいたします。

今年度から市内6地区のうち、致芳、西根、平野の3地区の公民館がコミュニティセンターへと移行いたしました。私は、これまでの社会教育主体の事業内容から、地域づくり全般を担うという画期的な体制に移行したと捉えております。地域のことは地域で解決するという基本理念で、行政では、まずスモールスタートという表現を使いながら各コミュニティセンターを見守っている感じですが、今後着実にそうした理念が浸透していくことを期待しているところであります。

そうした中で、地区公民館のコミュニティセンター化により、これまでの自治公民館という教育委員会所管の体制では、かかわりが希薄になるのではないかと危惧しているところです。そのため、自治公民館の今後の位置づけがどうなるのかという点について、また、自治公民館施設の合併浄化槽等への推進に向けた取り組み

についてお聞きしてまいりたいと思います。

初めに、自治公民館の今後の位置づけについてお聞きいたします。

文化生涯学習課からいただいた資料によりますと、市内には84館の自治公民館があります。建築年の古いものから新しいものまでさまざまです。この自治公民館の設置根拠と目的について、まず文化生涯学習課長にお聞きいたします。

次に、地区公民館のコミュニティセンター化により自治公民館の位置づけはどうかののでしょうか。平成30年度の「長井市の教育」によれば、公民館活動の充実の中で、自治公民館に対しては、ハード、ソフト両面からの支援制度を継続していきますとあります。この件について、現在、所管する長としての考え方を教育長にお聞きいたします。

私は、今後の地域づくりに向け、地区コミュニティセンターと自治公民館が一体となって推進する体制を整えていく必要があるのではないかと考えます。現在の自治公民館の活動については温度差があるように感じておりますが、今後は、84もある自治公民館が、それぞれの地区でもっともっと積極的にコミュニティセンターと一緒に活動していくことが大切だと思います。そのためには、自治公民館もコミュニティセンターと同様、社会教育の枠にこだわらない活動ができるよう体制を整えておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

次に、自治公民館の施設の水洗化への推進についてお聞きいたします。

初めに、合併浄化槽等に切りかえる場合の工事費に係る市の補助制度について文化生涯学習課長にお聞きいたします。

教育委員会では所管する自治公民館の施設及び設備事業費補助規程のほか、合併浄化槽等に切りかえ工事を行う際の市の補助制度はあるのでしょうか。

次に、現状の自治公民館のトイレ等の排水関係ですが、下水道、農集、合併浄化槽、単独浄化槽及びくみ取りと、各自治公民館さまざまですが、水のまちを標榜する長井市として、下水道・合併浄化槽等への推進を図るべきではないかと思えます。その点では、合併浄化槽等への切りかえ工事については、例えば自治公民館の畳の修繕や屋根の塗装などとは意味合いを異にするものではないかと思っております。

現在、84の自治公民館の排水関係は、下水道が29、農集5、合併浄化槽12、単独浄化槽6、くみ取り32となっています。単独浄化槽とくみ取りは38自治公民館で45%と、半数近くは今後の切りかえが必要となっております。

また、自治公民館はミニデイサービスの会場となっており、足腰が弱くなるお年寄りからは、和式トイレから洋式トイレへの改修も要望されているところであります。生活様式も変わり、洋式トイレの普及でこれからの公共施設のトイレも洋式になっていきます。こうした洋式トイレの改修に合わせ、合併浄化槽等への切りかえが住民負担の軽減を図りながら推進していくことが行政として必要なのではないのでしょうか。そのため、自治公民館の施設及び整備事業費補助規程の見直しを行い、合併浄化槽等へ切りかえする場合の補助率については、通常のものより引き上げて推進を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** おはようございます。

平 進介議員から大きく2点、私のほうからは4点ほど答弁をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、平議員からございました、このたびの台風21号の被害、特に関西方面で大きな

被害があったわけでございますし、また、けさ未明の北海道の地震、本当に亡くなられた方には心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方にお見舞いを申し上げたいと思えます。

平成最後の年なんです、こんな災害が頻発するというのは、私ども、今生きる我々に対する今後の取り組みへの警告なのかなと改めて思っているところでございます。

また、以前、平議員からもありました古代の丘の縄文の土器の土偶広場、これらについてはしっかりと宿題としていただいておりますので、やはり全体的な施設整備、古代の丘周辺をどういうふうにもまた魅力あるものにしていくかということ、財源等含めて検討してまいりたいと思えますので、ぜひ引き続きいろいろご助言等々いただければと思えます。

それでは、早速でございますが、最初に幼児教育、保育の無料化についてということで、私のほうからは無料化について、市で進める子育て・教育行政とのかかわりでどう捉えているかという点についてお答え申し上げたいと思えます。

ご承知のとおり、長井市では、長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方創生の取り組みにつきましても、働く場をつくるということと同時に、教育・子育てを重要な柱として、日本一幸せに子育てできるまちを推進しております。

このたび国で示されております幼児教育・保育の無償化については、幼児期における教育・保育の重要性、また子育て世帯の経済的負担軽減という点において、大変意義のあるものと捉えております。

一方で、具体的スケジュール、財政措置、制度設計など不確定の部分が多くございまして、来年10月からの運用開始には準備期間が短いのではないかと感じております。国のほうでは、

来年10月の消費増税に合わせて、いわゆる社会保障費として一番重要な、将来日本を支えていただく子供たちに就学時前からしっかりと国のほうでも支援するというあらわれなんでしょうけども、それに無理やり合わせた感がございまして、そういった意味では大変私ども、実際は我々市町村が行うわけでございますので、戸惑いが大変ございます。

山形県の市長会のほうでも、来年10月のこういった施策についての要望やらあるいは提言等々を数多く行っております。今申し上げましたように、これは長井市単独のものではなくて、全市町村共通の課題でございます。無償化の実施によって新たな保育ニーズが増加した場合、保育士の確保や施設整備、待機児童対策、保育の質の確保、自治体の業務量増加など、多くの課題ということは、議員ご指摘のとおりでございます。

全国市長会では、ことしの7月11日に子供のための無償化実現に向けた全国市長会緊急フォーラムを開催いたしまして、私もメンバーになっておりますが、あいにくこの日は出席できなかったんですけども、子供のための無償化実現に向けた緊急アピールを決議しております。その中で財政措置や迅速な制度設計、実施時期の平成32年4月への延期、半年繰り延べするということなどを盛り込んでございます。

以上踏まえまして、運用開始になった際には、保護者の皆様への丁寧な説明と適切な運用に努めていくとともに、国に対して今後ともいろいろ要望等々行ってまいりたいと思います。

続きまして、大きな2点目でございますが、自治公民館の管理運営等についてということで、私のほうでは地区公民館のコミュニティセンター化による自治公民館の今後の位置づけ及び施設の合併浄化槽等への推進に向けた取り組みをということのご質問、ご提言でございます。

まず最初に、自治公民館の所管をコミュニテ

ィセンターと同様とすべきでないか、もしくは市長部局と教育委員会が連携する形ということで提言をいただきました。

ことしで5年目になります、長井市の第五次総合計画、このまちづくりの基本目標の1つに、心豊かで元気に活動できるまちづくりというのがございまして、生涯学習を通して、人も地域も元気なまちを目指すものとしております。その生涯学習の拠点の一つが自治公民館でございます。そのため、生涯学習を推進する教育委員会としても、住民主体の自治公民館に積極的にかかわっていくべきものというふうに考えております。

また、市内の全自治公民館に加入いただいております長井市自治公民館連絡協議会は、現在は文化生涯学習課が事務局となっております。コミュニティセンターの支援を所管する地域づくり推進課との連携が非常に重要だと思っております。現在、情報交換の場といたしまして、定期的に各館長会、それから文化会館や文教の杜、図書館などの文化施設も含めた担当者会、この場合の館長会というのが6つのコミュニティセンター、そして地区公民館のことでございますが、地区公民館とコミュニティセンター、文教施設、文化生涯学習課と地域づくり推進課、また生涯スポーツ課で情報を共有し、連携を深めているところでございますので、現在のようなそれぞれの役割を担う仕組みの中でまずは振興していきたいと考えております。

2点目は、自治公民館を市長部局に移管した場合の制度上の問題はということでございますが、自治公民館は、これは文字どおり地域の住民の皆様のための自治的な組織ということで、住みよい地域づくりを目指した住民の自主活動実践の場でございます。行政の立場は、その活動がしやすい環境を整えるための支援に尽きると考えております。したがって、仮に支援する担当部局がかかわっても、制度上の問題はないと考えて

ございます。

なお、私のほうでは、8年ほど前でしょうかね、財政再建の一環として、かつて6つの地区公民館のほうに、それは地区公民館それぞれやり方は違うんですけども、各分館、各地域の公民館の各集落・町内の自治公民館への補助金というのあったのを、これを集中改革プランということでゼロにしたという経緯がございます。そこから、財政再建が明けた後、それぞれの分館で自主的な活動をするための支援措置と、そして近年は、各分館、自治公民館のほうでは、やはりお年寄りだけの世帯がふえたことと、また戸数自体も減っているということで運営も難しいということから、本当にごく少額ではございますけれども、そういった支援なども行っておりますが、これらについても今、教育委員会で行っていただいておりますが、今後は地域づくり推進課とどういうふうに役割分担していくかということが課題になると思いますので、なおご指導いただければと思います。

次に、社会変化と高齢化による洋式トイレの改修要請ということでございますが、これと熱中対策も含めたエアコンの設置など今後の課題ということをあわせてお答えさせていただきたいと思いますが、今、タウンミーティングを、西根地区は全て行わせていただきましたけれども、その中でやはりミニデイサービスのときなど、暑い6月、7月、8月のうちはむしろ大変な、体調管理に大変だということでエアコンを設置したいと。しかし、なかなかこれを単独で設置するのは難しいということのご意見などをいただきました。

また、合併浄化槽の件なども含めてでございますけれども、トイレを水洗化する、あるいは洋式化するというについても多額の費用がかかるということから、そこでいろいろご助言、ご提言をいただきましたので、私のほうではぜひ来年度から、担当課である文化生涯学習課あ

るいは地域づくり推進課と協議をしながら、今は3割補助ということで、各分館の新築、増改築あるいはさまざまな備品の購入等々について3割支援はしているんですけども、ちょっと基準をもう少し緩やかにする、あるいは5割補助ということで下限の、10万円以上と今なっているんですね、事業費が、その辺のところをもう少し下げて、もっと現実に即した形でお手伝いしなきゃいけないというふうに思いまして、各課とこれから協議をしてみたいと。その際には、いわゆる補助残の5割分についても、例えばトイレを水洗化して洋式化するというと、やはり100万円とか超える場合も多々あるのではないかと。エアコンについても、1台で済まないということであれば四、五十万円かかると。そうすると半分の50万円とか20万円とか30万円とか、その負担をするのもなかなか大変だと。したがって、そこについてはぜひ今現在、市民からいろいろいただいて造成している基金がいろいろございます。その基金の中からどの基金がいいか、審議会、その委員会の皆様とも協議をしながら、無利子でお貸しするというようなことで、急ぐ場合は緊急に対応できるような、そういったところも検討しなければいけないと考えているところでございます。

済みません、急いで答弁します。

続きまして、今後の地域づくりに向けて、地域コミュニティセンターと自治公民館が一体となって推進する体制を整えるべきではないかということでございますが、これらにつきましても、先ほどもお話し申し上げましたように、コミュニティセンター、コミセンと自治公民館は地域づくりの両輪でございますので、なぜ地区公民館をコミュニティセンター化をということをお願いしたかというのは、ご承知のとおり、地区公民館というのは、生涯学習とか、あるいは青少年育成、地域の歴史や文化、またはさまざまな芸能等々を継承するというのが主な目的

でございます、そこには私ども市のほうでぜひこれから地域の皆様にもご協力をいただきたい地域福祉やら、あるいは地域の防災、またさまざまな、実際は各地区の自治公民館は、その地域の、その集落、部落の地域づくりの拠点になっているわけですが、そういった機能を持っていただきたいということですから、これは議員おっしゃるように、全く一体のものと考えております。

したがって、今後は地域づくり計画というのは、我々行政任せじゃなくて、地元の人たちが手弁当で計画をつくって、自分たちの地域をこういうふうにしたいという目標をつくっていただいたところからコミセン化を進めているわけですから、そしていずれ、例えば西根の場合ですと、西根の市民体育館といいますか、大変老朽化して、もともとは使えるだけ使ったあとはつくらないという約束だったようですが、現状そうはいかないということでありまして、例えばミニデイサービスを、今は勸進代でしっかりなさっていますけれども、なかなか切れなくなる場合、お世話をする人の関係で、そういった場合、地区のコミセンでそれを担うと。場所は勸進代の方は勸進代ということもあると思いますけれども、そういった場合に例えばコミセンでマイクロバスを用意して送迎をしてあげたりとか、あとは体育館ではなく、さまざまな地域の防災センター等、あるいはさまざまな健康づくりのための施設ということでの、いわゆる小さな拠点、そういったことなどを皆様と協議をしながら、西根は西根独自でそういった計画を立てて、それを私どもとしてはいろんな国の支援等々いただきながら進めてまいりたいというふうに思っています。

最後になりますけれども、もう先に言ってしまうけれども、施設の水洗化、合併浄化槽等への推進でございますけれども、現状の自治公民館のトイレ等の排水関係は、その地区によ

って公共下水と農集排と、それから合併浄化槽、あと現在も単独浄化槽というところとかあるかとは思いますが、それにつきましては、例えば工事費そのものは、合併浄化槽については市で全て行います。ただ、その後、利用する場合は、分担金として利用料が生じますけれども、各自治公民館のいわゆる分館の使用料につきましては、5年ほど前、条例を皆様にご承認いただいて格安にしてございますので、そういったことのできるだけスムーズに、そしてその後の維持管理で負担が過大にならないように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、さまざまな規程等々の見直しについても、それに合ったように進めてまいりたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 平田 裕教育長。

○**平田 裕教育長** 私のほうには、自治公民館の今後の位置づけにかかわりまして、地区公民館のコミュニティセンター化により、自治公民館の位置づけはどうかというご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、近年、社会的課題が非常に多様化してございます。地区公民館は、地域ごとの課題に対応するため、関係する機関あるいは団体をつなぎながら、それらの課題の解決を目指す役割が求められているところでございます。本市で進めているコミュニティセンター化は、さらにそれを進め、住民主体による課題解決の取り組みの体制の確立、それから暮らし続けるための生活サービス機能の確保など、地域主体の取り組みを一層推進するものであります。目指す姿が、議員ご指摘の小さな拠点でございます。

ご質問の地区公民館がコミュニティセンターに移行になった場合どうかということでございますけれども、コミュニティセンターと自治公民館は、先ほど市長の答弁にもありまし

たとおり、地域づくりの両輪であることに変わりはありません。自治公民館に対する変わらぬ行政支援を講じていかなければならないというふうに考えているところがございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 佐野安広厚生参事。

○**佐野安広厚生参事** 幼児教育・保育の無償化で受け入れ能力を超えた希望者となり、待機児童が出れば不公平、不平等となる。その場合の解消策はというご質問でございますけれども、建物の面積等から設定している定員から見た場合、受け入れ能力につきましては確保されてございます。一方で、児童受け入れの人数について、ふやす場合については保育士の配置が必要になりますので、保育士の不足により受け入れることができなかつたということがないように、保育士確保にも力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 鈴木嗣郎財政課長。

○**鈴木嗣郎財政課長** 幼児教育・保育の無償化に伴う市の財政負担についてお答えいたします。

情報が極めて少ない状況でございますので、仮定に基づいた答弁となってしまいますことにつきまして、ご容赦をお願いしたいと思います。

現在、持ち合わせている情報の中で懸念されるのは、認可外保育施設の取り扱いでございます。6月15日に示された骨太の方針2018では、認可外保育施設も対象となるという記述がございます。しかし、無償化の対象者につきましては、保育の必要性があると認定された子供であつて、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とするとの記述もございます。つまり認可外の保育施設に通う子供のうち、保育の必要性がないとされた子供は、無償化の対象外というようなこととなってきます。

先ほど懸念と申しましたのは、本市の児童センターの取り扱いでございます。児童センターでは、国の指針に基づいて保育を行っている

ということでございますので、認可外の保育施設には位置づけられるというふうに考えておるところです。しかし、児童センターが認可外の保育施設という位置づけとなったといたしましても、保育の必要性を認定されない子供は国の無償化の対象外というようなことでございますので、心配なところではあります。これは児童センターに限らず、市内の認可外保育施設に共通している課題だと考えられます。

同一の施設でありながら、一方は無償、一方は有償ということにはなかなかできにくいと考えますので、仮に保育の必要性が認定されない子供、その費用を市が肩がわりしなければならないということになりますと、市の負担がふえるということになると思われまふ。

なお、現在は、保育を要する、要しないにかかわらず、市内の児童数に応じた基準財政需要額をもとにして普通交付税が算定されておりますので、認可外保育施設を含む行政需要に対して国の財政措置があるというような状況です。今後、国の無償化に伴いまして、仮に国からの財源配分がないにもかかわらず、児童センターの使用料がいただけない状況になったり、交付税の算定方法が変更されたりすれば、市の負担がふえることもあるというようなことと思われまふ。

また、制度変更に伴い、事務量は増加いたしますので、人件費、事務費の増加等についても覚悟しておく必要があると思われまふ。

情報が限られており、現在のところお答えできるのは、以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 梅津義徳子育て推進課長。

○**梅津義徳子育て推進課長** お答えをいたします。

無償化に向けた制度改正の内容につきましては、少子化対策の一つとして、また幼児教育の重要性から、3歳児から5歳児までの全ての子供及びゼロ歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子供について、幼稚園、保育所、認定こ

ども園、認可外保育所などの費用を無償化するということになっております。スケジュールにつきましては、来年10月からの全面的な実施を目指すこと以外、現段階で国から正式なものは示されておられません。

続いて、3番目の、現在の待機児童数の状況についてですが、待機児童については国において定義が定められておまして、育児休業を延長できた場合など、保育所に入所できなくても待機児童に認定しない場合がございます。国の定義に基づいた待機児童と、保育所に入所できず、待機児童にも認定されない、いわゆる隠れ待機児童の数の両方についてお答えをいたします。

ゼロ歳児から2歳児の場合、9月1日現在で国の定義に基づく待機児童につきましては、ゼロ歳児で1人となっております。保育所に入所できずに待機児童にも認定されない児童は、ゼロ歳児で6人、1歳児でお一人、合計7人です。続いて、3歳児から5歳児の場合につきましては、待機児童及び隠れ待機児童とも、どちらも発生していません。

続きまして、4番目の対象児が全て入所した場合の受け入れ能力との比較はとのご質問ですが、先ほど参事からも一部答弁ございましたが、平成30年4月1日時点の3歳児から5歳児までの市内の児童数は586人です。一方、市内保育所、認定こども園、児童センターのうち3歳児から5歳児の定員は合計760人となっております、定員が児童数を上回っております。

参考までに、地域別に見ますと、中央地区内の児童数は285人、中央地区内にあります保育所等の定員数は合計358人です。また、中央地区以外の児童数は301人、中央地区以外にあります児童センターの定員数は合計402人となっております、いずれも定員が児童数を上回っております。ただし、この数字は地区内の施設数に児童数を当てはめたかなり大ざっぱな比較という

ことですので、それに留意をしなければなりませんし、児童センターの定員は主に施設の面積等から算出されておまして、実際に定員の受け入れを行うためには保育士の確保が必要となっております。

また、ゼロ歳児から2歳児については、市内の児童数は519人で、定員は354人となっております。

参考までに、無償化の対象となる非課税世帯の定員を市民税均等割課税、所得割非課税とした場合、その割合は平成30年4月1日現在で11.4%、519人中59人となります。

続いて、(6)にあります現状で児童センターと認可保育所の保育レベルに違いはあるか、また認可外保育所とはどうかというご質問についてですが、保育所における保育内容については、厚生労働省による保育所保育指針に定められておまして、この指針に基づいて保育を行うこととされております。市内保育所はもちろん、児童センターにおいても、この保育所保育指針に基づいて保育を行っております。

また、長井市では30年ほど前より、長井市保育研究会という市内保育所の自主的な勉強会を開催しております。この勉強会は、長井市のお子さんを同じ保育の質のもと、小学校へつなぐという趣旨のものであり、現在では児童センター及び市内保育施設のほとんどが参加をしているというふう聞いております。

以上のことから、児童センターと保育所の保育レベルに違いはないものと認識をしております。

認可外保育施設につきましては、保育所保育指針に準じた運営を行っております。年に1度、市立ち会いのもと、県による調査があり、保育所に準じた運営となっていることを確認しております。

続きまして、無償化により保育園や幼稚園と認可外保育所、児童センターの保護者の入所希

望が変わらないかというご質問でございますが、長井市の認可外保育所は事業所内保育所のみであり、入所児童はゼロ歳児から2歳児まででございます。保護者がこの施設をご希望される理由としては、保護者の就労形態に合わせお子さんを預けることができる点にあると思います。また、徴収される保育料が低額であることもあり、無償化により入所希望先が大きく変わることはないと考えているところでございます。

次に、保護者が児童センターを選択される主な理由として、小学校への就学に向け、地元での保育を希望される場合が多いというふうに感じております。実際、中央地区の認可保育所等を利用した後、2歳児以降、地元の児童センターを希望される保護者も多くいらっしゃいます。先に申し上げたとおり、児童センターと認可保育所等の保育レベルの違いはないものと認識しておりますので、無償化を理由に入所希望先の大幅な変更はないものというふうと考えております。

最後になりますが、来年10月からの無償化開始に向け、保護者に丁寧な制度改正の説明を行い、募集する必要があるのではというご質問ですが、市長からも答弁ありましたように、現在、国から無償化についての具体的運用方法、スケジュール等が示されておられません。そのような状況でありますので、来年度の入園児募集の際に、無償化について具体的な制度改正の説明を行う予定はしておらないところです。しかしながら、無償化につきましては、保護者の皆様にとっても重要な関心事でありますので、今後、国からの運用方法やスケジュールが示された際には、適切に把握した上で、保護者の皆様への早急かつ丁寧な制度説明を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 佐々木勝彦文化生涯学習課長。

○**佐々木勝彦文化生涯学習課長** 私のほうには、大項目の自治公民館の管理運営等についてとい

うことで、2点ご質問を頂戴しました。

第1点目でございます。自治公民館の設置根拠と目的はということでございます。

地区公民館が地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であり、社会教育法によりまして、市町村が設置するものというふうになっております。それに対しまして、自治公民館は各地域の自主的な組織団体でございます。

現在、本市の地区数は139でございますが、自治公民館数は86でございます。成田地区のような15地区で公民館を運営するような形態や、そのほかにも複数の地区で公民館運営や共同事業を実施するなど、その形態もさまざまでございます。

自治公民館は、先ほど市長も触れられておりましたが、住民相互の連携や親睦を図りまして、福祉や生活環境、防犯や防災など、それぞれの地域に起こる問題を解決するために自主的かつ民主的な団体ございまして、地区公民館のように法制度の中で市町村が設置するものではございません。ただし、その役割や機能の点では、地区公民館と自治公民館の役割は同じ方向でございます。先ほど来、答弁にもございましたとおり、地域づくりの両輪でありますことから、社会教育法上の公民館類似施設として、市でもその活動を支援しているところでございます。

2つ目の質問でございます。合併浄化槽への切りかえる場合の工事費に係る市の補助制度はという内容でいただきました。

先ほど市長からも触れられておりましたので、現制度ということでご説明させていただきます。自治公民館の施設整備に対します支援といたしまして、長井市自治公民館の施設及び設備事業費補助金がございます。この補助金は、新築、増改築や修繕、設備や備品の購入において事業費が10万円以上のものに、上限400万円まで事業費に対して3割補助するものでございます。

合併浄化槽等に切りかえる場合の工事費につきましても、この事業の対象となっております。また、この補助金以外の補助制度につきましては、現在のところないものということで理解しております。

○**渋谷佐輔議長** 5番、平 進介議員。

○**5番 平 進介議員** それぞれに丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。ちょっと前置きなどがありまして、再質問できないような時間になってまいりましたので、この幼児教育・保育の無償化につきましては、来年10月からの本格実施ということでありまして、今回の一般質問でも今泉春江議員なども質問されるということでございますので、次回のまた機会ありましたら質問してまいりたいというふうに思いますが、答弁をお聞きしますと、まず定数的には来年の10月からなっても大丈夫だけれども、保育士の確保について課題があるというふうなことでございました。

この間の厚生協会の協議会の中でもお話し申し上げたところですが、沖縄県のある市、うるま市あたりでは、県のほうの保育士有資格を持っている方の名簿等を情報提供いただきながら、そういった保育士の確保をしているというようなことでもございますので、山形県におきましても、そういった市町村連携のもとに、そうした働きかけをしてはいかかなというふうに思ったところでございます。

なお、今後とも国からの情報提供あり次第、保護者の皆さんに丁寧に説明をしていただき、混乱のない無償化に向けていただきたいというふうに思います。

あと、2点目の自治公民館の管理運営等についてであります。コミュニティセンターと自治公民館については、地域づくりの両輪であるということで、文化生涯学習課なり地域づくり推進課とともに連携をとりながら、今後進めていくというふうなお話で、大変ありがたい、当面

はそういった形で進めていくというふうなことでございますので、了解をしたところでございます。自治公民館も84あるわけですから、しっかりとその体制を、その能力を引き出していただいて地域づくりに推進、邁進していただければというふうに思います。

あと、トイレの水洗化、合併浄化槽等への切りかえの部分について、補助率を上げていただくということで市長から大変いいお話をいただいて、大変ありがたいなというふうに思ったところです。あわせて、自治公民館における熱中症対策も含めてのエアコンの設置などについても……。

○**渋谷佐輔議長** 時間でございます。

○**5番 平 進介議員** ありがとうございます。そうしたことも含めまして、再度今後とよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

浅野敏明議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 次に、順位2番、議席番号2番、浅野敏明議員。

(2番浅野敏明議員登壇)

○**2番 浅野敏明議員** おはようございます。

一般質問初日の2番目、長井創生の浅野敏明でございます。時間もなくなることを考えて、前置きなしで質問に移らせていただきます。

このたびは、公共施設等総合管理計画策定後の対応と、現市庁舎の利活用及び今後の道路除雪車運行管理と除雪体制について、大きく3点の質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。

1番目の質問は、公共施設等総合管理計画策定後の対応についてご質問します。